

日本スポーツ法学会ダイバーシティ推進宣言

2021年7月3日

ダイバーシティ推進タスクフォース

本学会は、スポーツ法学の発展及び研究者相互の協力を促進し、内外の学会との連絡及び協力を計ることを目的として、1992年12月に設立され、スポーツの世界での法の支配やスポーツ法の理論及び実務を研究する学術団体として活動をしてまいりました。

しかしながら、本学会においても、ダイバーシティの推進や実現という面からは、なお多くの課題があります。たとえば、会員及び役員についての女性比率の向上、男女共同参画やダイバーシティに対する理解及び意識の向上、若手実務家及び研究者の支援・育成、外国の学会等の関係機関との相互交流や会員の受け入れなどです。

そこで、本学会は、性別、障がい、性的指向・性自認、国籍、エスニシティ、信条、年齢などに関わらず、本学会の構成員の誰もが、尊厳と多様な生き方や価値観を尊重され、各自の個性・能力・リーダーシップを発揮できるように努め、多様な英知を結集して、創造的な研究学術活動を展開し、ダイバーシティの尊重・推進に努めることを宣言します。

ダイバーシティ推進方針

- 1 本学会は、ダイバーシティ推進に関する理解を増進し意識を啓発するとともに、本学会の人的構成及び意思決定において、構成員のエンパワメントを高め多様な意見が尊重反映されるように努めます。
- 2 本学会は、全ての構成員が個性と能力を発揮し、ワークライフバランスを実現できるように研究活動と家庭・妊娠・出産・育児・介護などの両立支援に努力いたします。
- 3 本学会は、合理的配慮を必要とする構成員に対する支援体制を整備します。
- 4 本学会は、多様な視点・個性を尊重し、互いに切磋琢磨し、ひとりひとりがその意欲・能力を最大限に発揮できる組織づくり、環境整備、人材育成を推進いたします。

ダイバーシティ推進・男女共同参画行動計画

○ダイバーシティ推進・実現のための取り組み

- ①女性会員比率の向上 女性会員等の獲得のための具体的取組や工夫

- ②女性役員・事務局員比率の向上 女性役員等の比率向上のための具体的取り組み

- ③ダイバーシティ推進に対する構成員の理解増進及び意識向上 研修・啓発の機会

- ④研究と家庭の両立支援の推進 交流会・オンラインサロンの開催、学会時の授乳室の確保・保育サービス等

- ⑤女子学生・留学生・女性研究者・若手実務家・研究者の支援

- ⑥実態把握のための各種調査の実施

- ⑦ダイバーシティ推進基本計画・行動計画の進捗状況の点検

- ⑧国内外の学会等関係機関との連携・交流

- ⑨性的指向や性自認で問題を抱える方への相談支援

- ⑩その他